

事業主の皆様方へ

人財確保のお願いなど

皆様におかれましては、従業員の高齢化や後継者不足など何かと人財の確保にご苦労されていることと存じますが、反面、現在の雇用失業情勢においては皆様が求めておられる人財を確保する機会と存じます。

つきましては、この期間を機に「よい人がいたら従業員の採用を考えたい」「従業員が足りない」などのご意向がある場合はもちろん、「なかなか会社に従業員が来てくれない」などといった人財確保に関するお悩みなどがありましたら、是非、ご相談をいただければ幸いです。

とりわけ、この期間に常用雇用者の求人募集をされてご採用いただいた場合に、雇入れ後1ヶ月間の人件費等を補助する「中小企業緊急雇用促進・定着支援事業」を実施しておりますので、この機会に求人募集をされて、積極的な人財の確保に進めていただきますようお願い申し上げます。

京都府緊急経済・雇用対策課
中小企業応援隊

「中小企業緊急雇用促進・定着支援事業」の概要

1 支援内容（委託額）

1人あたり200,000円以内

（注）・上記委託額は、1ヶ月間の人件費及び研修に要する経費の一部とします。

・人件費は、委託額の1/2以上となる必要があります。

2 支援の要件

次にいずれにも該当する中小企業が対象となります。

- ① 中小企業応援隊や京都求人開拓特別チームの訪問により、従業員を増員するため常用雇用者の募集を行うものであること。
- ② 求人開拓強化期間（8月～10月）中に京都府内のハローワークで求人募集を行うものであること。
- ③ 京都ジョブパーク又はハローワークの紹介により採用したものであること。
- ④ 定着のために研修等を行うこと。

3 この事業と国（ハローワーク）の制度について

失業されている方を雇用する支援制度は次のとおりです。

名 称	京都府事業	国（ハローワーク）の助成制度		
	中小企業緊急雇用促進・定着支援事業	試行雇用奨励金	3年以内既卒者トリアル雇用奨励金	特定求職者雇用開発助成金
対象者	失業されている方	①45歳以上の中高齢者 ②40歳未満の若年者等 ③母子家庭の母等 等	卒業後3年以内の既卒者	①高齢者（60歳以上） ②母子家庭の母等 ③身体・知的障害者 等
支給金額	最大20万円	最大12万円	最大80万円	最大90万円 （③の場合135万円）
支払方法	委託契約による精算払い	支給申請による払い		
	雇用開始後1ヶ月経過後、引き続き雇用の場合に支給。	雇用開始後3ヶ月経過後、申請。	雇用開始後3ヶ月経過後と正規雇用から3ヶ月経過後、申請。	雇用開始後6ヶ月経過後申請。（①②は1年、③は1年6ヶ月）

★国の制度を参考にご検討願います。（なお、国の制度とは併給はできません。）

4 お問い合わせ先

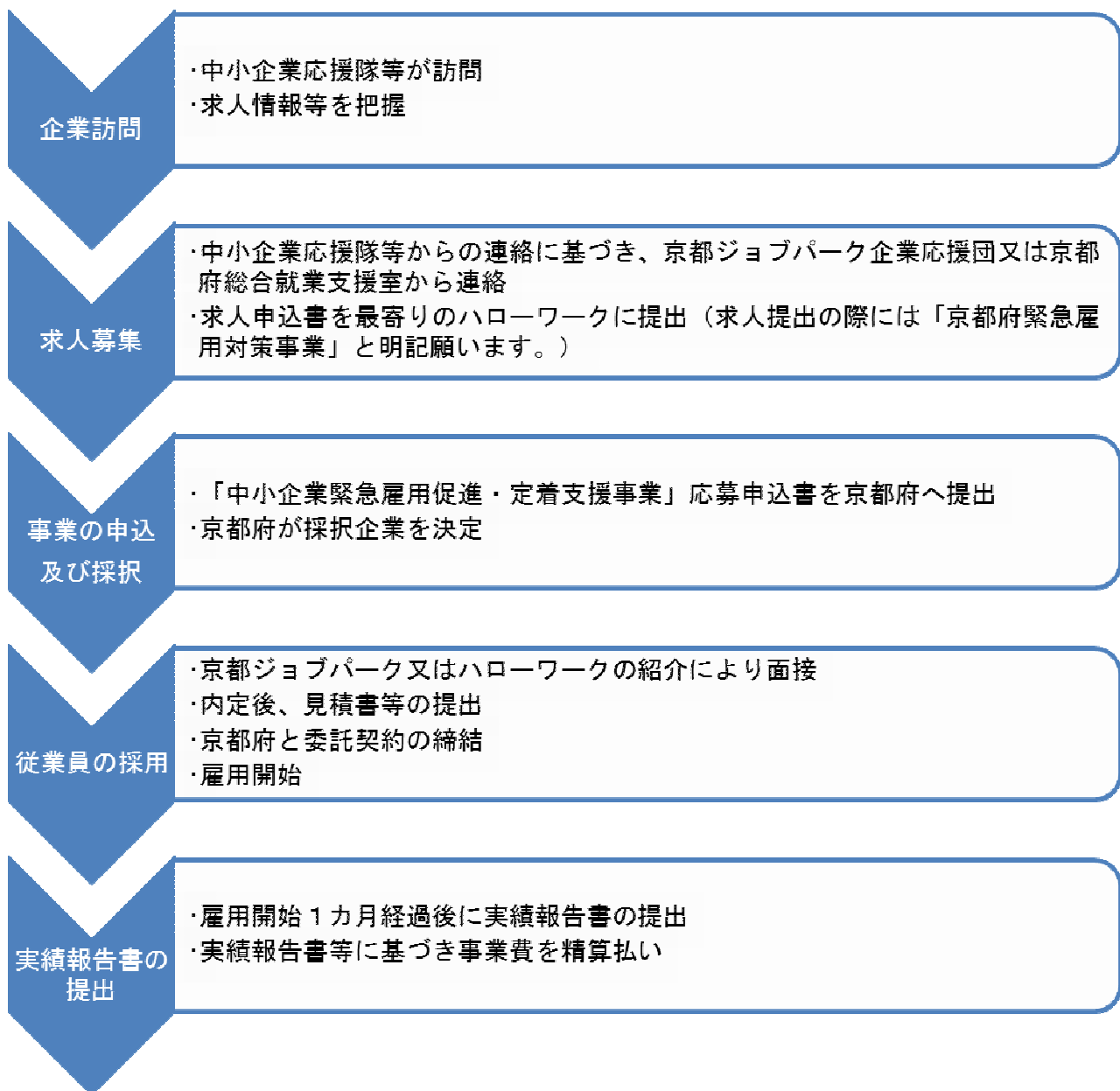
この事業の詳しい内容…京都府緊急経済・雇用対策課

電話番号 075-414-4872 まで

または、久御山町商工会

電話番号 075-631-6518 まで

【事業の主な流れ】



【委託契約等に必要となる書類など】

「応募申込書」について	「見積書」について	「実績報告書」について
<ul style="list-style-type: none">・応募申込書・企画提案書・経費見積書・宣誓書・直近の決算書等・府税の納税証明書・ハローワーク求人票	<ul style="list-style-type: none">・経費見積書・新規雇用者の業務計画・口座振込依頼申請書・通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">・事業実績報告書・雇用実績報告書・請求書